

令和8年度「MAITSURU×tsukurun Project！」実施業務委託 企画提案要領

この公募は、令和8年度群馬県当初予算案に基づいて行うものであり、成立した予算の内容によっては、事業内容及び委託金額等が変更や中止となることがあります。

また、令和8年4月1日までに予算が成立しない場合には、事業停止も含めて別途協議させていただきますので予め御留意ください。

1 業務の名称

MAITSURU×tsukurun Project！

2 業務の趣旨・目的

群馬県では、IT人材の不足と女性の就労問題を解決するため、求職中やキャリアアップを目指す女性に対し、ITスキルの習得から就労までを一体的に支援する「MAITSURUプロジェクト」を実施しています。「MAITSURU×tsukurun Project！」は、「MAITSURUプロジェクト」を発展させ、対象を女子中高生まで拡大し、さらに、群馬県デジタルクリエイティブ人材育成施設「tsukurun」と連携することで、デジタルに関心を持つ女子中高生の裾野を広げることを目的としたプロジェクトです。

本格的なキャリア選択前の女子中高生及びその保護者に対し、デジタルスキルを活かして働く女性ホールモデルとの交流やデジタル体験等の機会を提供し、将来的な女性デジタル人材の育成、就労促進につなげることを目指します。

については、本事業を委託する事業者を選定するため、以下の要領で事業提案を募集します。

3 業務の内容

別添仕様書のとおり

4 見積上限額

5,926,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

※免税事業者については、5,387,273 円とします。

5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日(金)まで

6 応募資格

次の要件を全て満たす法人とします。

- (1) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人(法人格の種類は問わない)
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと

- (5) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- (6) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (7) 本業務の遂行にあたり、群馬県の指示に従い、経理処理や業務遂行、その報告などを適切に行う事務管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること
- (8) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

7 スケジュール

- (1) 質問受付 令和8年2月27日(金)17時まで
- (2) 参加申込 令和8年2月27日(金)17時まで
- (3) 募集締切 令和8年3月12日(木)17時必着
- (4) 書類審査 令和8年3月中旬
- (5) 結果通知 令和8年3月下旬 ※予定

8 質問の受付

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付けます。

- (1) 質問方法 質問票(様式1)に質問を記載し、電子メールで提出してください。
※メールの件名は「令和8年度 MAITSURU×tsukurun Project！公募に関する質問(事業者名)」としてください。
- (2) 提出期限 令和8年2月27日(金)17時まで
- (3) 提出先 「13 問合せ先」に記載のとおり
- (4) 回答 令和8年3月3日(火)までに質問内容と回答を群馬県ホームページに公開します。
※事業者名は公表しません。

9 参加申込

本公募への参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書を提出してください。参加申込書の提出がない場合は、本公募に参加できません。

- (1) 提出方法 参加申込書(様式2)を電子メールで提出してください。
※メールの件名は「令和8年度 MAITSURU×tsukurun Project！参加申込(事業者名)」としてください。
- (2) 提出期限 令和8年2月27日(金)17時まで
- (3) 提出先 「13 問合せ先」に記載のとおり

10 応募の手続等

応募する場合には、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書表紙(様式3)
 - イ 企画提案書本体(任意様式)

※記載内容は10(2)のとおり

- ウ 費用見積書(任意様式)

※宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記してください。

エ 法人登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの。コピー可)(*)

オ 決算書(直近のもの1期分(半期決算の場合は2期分))(*)

※事業開始後に一度も決算を行っていない場合(営業期間が1年未満の場合)は提出不要

カ 納税証明書(*)

国税:「その3の3」様式(法人税、消費税及び地方消費税)

群馬県税:県税に滞納がないことの証明(完納証明・群馬県県税条例施行規則第45条の3様式)

※群馬県外事業者で本県内に営業所等がない場合は県税に滞納がないことの証明は提出不要

キ 法人の概要が記載されたパンフレット等

ク 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式4)(*)

ケ 課税(又は免税)事業者届出書(様式5)

※(*)印の付いた書類については、「令和6・7年度群馬県物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要です。

(2) 企画提案書本体(任意様式)の記載内容

ア 本事業に関する基本的な考え方・取組方針

イ 事業内容

① 「女性ロールモデルとの交流・デジタル体験会」の実施内容

② 「保護者向けオンライン交流会」の実施内容

③ 取組周知のためのPR資材(動画等)の制作内容

ウ 事業実施のスケジュール

エ 事業実施体制

オ 女性IT人材の育成・就労に関する取組や中高生向けキャリア支援等の取組実績

カ その他

見積上限額の範囲内において、本事業を実施するにあたり提供できるサービス、アピールしたい事項、独自の追加提案等があれば自由に記載してください。

(3) 提出方法

電子メールで10(1)ア～ケまでの提出書類を電子データで提出してください。

※電子メールの件名は「令和8年度MAITSURU×tsukurun Project!に係る企画提案書(業者名)」としてください。

※電子メールは1通につき7MBまで受信可能です。

※7MBを超える場合は、複数回に分けて提出する等により提出ください。

※上記でも困難な場合は、下記「13 問合せ先」あてに連絡ください。

(4) 提出期限

令和8年3月12日(木)17時 必着

(5) 提出先

「13 問合せ先」のとおり

(6) その他事項

応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。

なお、提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は当該企画提案を無効とし、契約締結後にその事実が明らかになった場合には、契約を解除することがあります。

11 審査

(1) 審査方針

事業提案の審査・選定は、「11(2)審査基準」に基づいて行います。審査は書類審査のみとし、提案者からのプレゼンテーションは実施しません。ただし、審査する上で必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがあります。

(2) 審査基準

ア 事業全般

- ・本事業の趣旨・目的を十分に理解し、提案内容が本事業の目的と合致しているか。
- ・本事業の目的を達成するため、独自のアイデアや提案が盛り込まれているか。

イ 事業詳細(主なもの)

① 女性ロールモデルとの交流・デジタル体験会

- ・女子中高生とその保護者層が、主体的に参加し、デジタル技術等に対する関心を高めることが期待できる内容か。
- ・実施方法等は、女子中高生及びその保護者が参加しやすいものとなっているか。
- ・女性ロールモデルと参加者との交流が促進される工夫があるか。
- ・イベント内容は、デジタル技術等に対する興味・関心の醸成にとどまらず、将来の仕事と結びつくものとなっているか。

② 保護者向けオンライン交流会

- ・保護者層(特に、子育て中の女性)が、主体的に参加し、意識の変化を期待できる内容か。
- ・実施方法等は、保護者層が参加しやすい設計となっているか。
- ・保護者層が関心を持ち、集客が期待できる内容となっているか。また、集客のための提案があり、実効性が期待できるか。

③ 取組の周知

- ・女子中高生及びその保護者、学校関係者に訴求力のある内容となっているか。
- ・動画制作等に必要なノウハウや実績があるか。

ウ その他

- ・見積金額とその配分に妥当性があるか。
- ・事業実施のスケジュールに妥当性があるか。
- ・事業執行に十分な体制があるか。
- ・過去の類似業務(女性や中高生をターゲットとした業務)の運営実績は十分か。

(3) 審査結果

- ・審査の結果、最も点数の高い事業者を本事業に係る優先交渉者として決定します。
- ・令和8年3月下旬に、全ての応募事業者に対し書面で通知するとともに、優先交渉者を県ホームページで公表します。

12 契約

- (1) 本プロポーザルによる提案内容及び企画提案仕様書は、受託候補者の選定のために使用するものであり、契約時にはあらためて内容を協議・交渉した上で、必要に応じて内容を変更して、予定価格の範囲内で契約を行うこととします。
- (2) 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- (3) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。
- (4) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。

13 問合せ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1(群馬県庁11階)
群馬県産業経済部労働政策課人材活躍支援室リスクリング推進係
電話:027-226-3403 E-mail:rouseika@pref.gunma.lg.jp